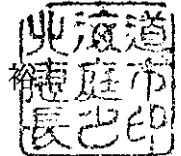


恵庭市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、以下のものを指定納付受託者に指定したので、同第2項の規定により次のように告示する。

令和6年4月1日

恵庭市長 原田



1. 指定納付受託者の住所及び名称

- (1) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル 7階  
株式会社トラストバンク
- (2) 北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地  
株式会社札幌北洋カード
- (3) 東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー  
SBペイメントサービス株式会社
- (4) 東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. SビルN棟2階  
株式会社アイモバイル
- (5) 東京都千代田区紀尾井町1-3  
PayPay株式会社
- (6) 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- (7) 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号  
KDDI株式会社
- (8) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-1.1 アグリスクエア新宿4階  
株式会社JR東日本ネットステーション
- (9) 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- (10) 東京都渋谷区南平台町5-6  
東急株式会社
- (11) 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- (12) 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号  
株式会社クレディセゾン
- (13) 東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー  
株式会社SHIFT

- (14) 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-12-9  
アイハーツ株式会社
- (15) 東京都渋谷区恵比寿南1-15-1A-PLACE恵比寿南3階  
株式会社オールアバウトライフマーケティング
- (16) 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地  
イオンフィナンシャルサービス株式会社

2. 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

3. 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類

えにわ・花子さん愛情寄附（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

4. 指定納付受託者が歳入等を納付する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで